

令和2年5月4日
【内閣官房】

【概要書】

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 の期間延長

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

《報告書の概要》

緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長し、令和2年5月7日から適用することとしたため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、報告する。

- ・ 期間：令和2年4月7日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月16日）から5月31日まで
- ・ 区域：全都道府県の区域

連絡先は省略。